

建築基準法第10条第4項において準用する、同法第9条第11項の規定に基づき、次の空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び期限までに当該措置が行われないときは、京都市長が、代執行により当該措置を行うことを公告します。

令和7年9月3日

京都市長 松井 孝治

1 空家等の所在地

京都市右京区嵯峨苺分町1番25

2 行うべき措置

- (1) 当該空家等の除却またはこれに相当する措置
- (2) 立木の伐採

3 期限

令和7年10月3日

4 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに運び出し又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう申し出ること。

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)